



義務付け・枠付けの見直しに 関する地方独自の基準事例 (12月議会版)

平成25年2月

内閣府地方分権改革推進室

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しの趣旨・経緯

- 地方分権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めることが必要
- 義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次一括法・第2次一括法等により、これまで2次の見直しを実施してきたところ

第1次一括法(H23.4.28)成立

- ・社会福祉施設の設備・運営基準の条例委任等41法律の改正

第2次一括法(H23.8.26)成立

- ・都市公園の設置基準の条例委任等160法律の改正(その他基礎自治体への権限移譲関係47法律の改正)

第3次一括法案(H24.3.9)国会提出 ⇒ 廃案(H24.11.16)

- ・地域包括支援センターの基準、消防長及び消防署長の資格の条例委任等69法律の改正

施行期日

- ・第1次・第2次一括法ともに地方自治体の条例等が必要なものH24.4.1。ただしH25.3.31まで経過措置あり

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

条例制定権の拡大の意義・効果

○地方議会での地域特性に応じた特色ある条例の制定を通じて、

- ・地域特有の問題(子育て支援、地域活性化、雇用失業対策等)の解決
- ・きめ細やかな住民サービスの提供
- ・効率的な予算執行(公営住宅等の有効活用、的確な道路整備等)
- ・自治体の政策法務力の向上
- ・地方議会の審議の活性化

などにつながり、地方分権改革の成果が具体化

※ 残された義務付け・枠付けについても引き続き見直しを行っていく

第1次一括法附則第47条

義務付け・枠付けの更なる見直しについて(H23.11.29)閣議決定

独自事例④の目次

○公営住宅の入居基準……………4	○病院等の設備及び運営……………15
○公営住宅の整備……………6	○公共職業能力開発施設の行う職業訓練…16
○道路構造……………7	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化……17
○道路標識……………8	○都市公園の設置基準……………19
○準用河川の構造……………9	○下水道の構造及び維持管理の基準……20
○児童福祉施設の設備及び運営……………10	○鳥獣保護区等を表示する標識の寸法……21
○特別養護老人ホームの設備及び運営…12	○図書館協議会等の委員の任命・委嘱……22
○障害福祉サービスの設備及び運営……13	○水道技術管理者等の職員資格……………23
○保護施設の設備及び運営……………14	

公営住宅の入居基準に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公営住宅の入居基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

①入居収入基準－対象者の月収の範囲を条例で設定（従来は15.8万円以下で全国一律）

※ 政令（公営住宅法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

②同居親族要件－单身者を対象者に含めるか否かを条例で設定（従来は单身者は原則対象外）

③入居者の範囲・収入－特に居住の安定を図るべき者（「裁量階層」）の範囲・収入を条例で設定

地方独自の基準の具体例

○子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る取組

- ・裁量階層の対象範囲を「未就学児童がいる世帯」から、
「中学生以下の児童がいる世帯」に拡大【横浜市、長野市、栃木県佐野市等】、
「高校生以下の児童がいる世帯」に拡大【山形県金山町】、
「18歳未満の者が3人以上いる世帯」を追加【福井県越前市等】
- ・裁量階層の対象範囲に「新婚世帯」を追加【福岡県、山形県金山町、徳島県神山町等】

○障害者を支援する取組

- ・裁量階層の対象範囲を「精神障害者1、2級」から「3級」に拡大【埼玉県所沢市】

○高齢者の安心の向上を図る取組

- ・親族でない60歳以上の者同士の入居を可能に【長野市】

公営住宅の入居基準の改正イメージ

従来

改正後(条例で規定)

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を政令で規定

- ・60歳以上の高齢者
- ・未就学児童がいる世帯 等

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を条例で決定

- ・低額所得者のために整備する住宅であり、富裕層の利用は不適當
- 入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位50%)

裁量階層の入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位40%)

50%
(月収25.9万円)

40%
(月収21.4万円)

この範囲内で事業主体が裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

この範囲内で事業主体が本来階層と裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

入居収入基準額を政令で規定(収入分位25%)(本来階層)

25%
(月収15.8万円)

- ・住宅に困窮する低額所得者には、全国どこでも一定の入居機会が確保されることが望ましい
- 入居収入基準額の参酌すべき額を政令で規定(収入分位25%)

A県 B市 収入分位 A県 B市

本来の入居対象とする者(本来階層)

公営住宅の整備に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた公営住宅の整備に関する基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

住戸の基準（1戸あたり床面積の合計は、原則として、19㎡以上）
共同施設の基準（児童遊園、集会所等の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模等に応じて、入居者の利便を確保する）等



改正後

省令（公営住宅等整備基準）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○利便性の向上を図る取組

- ・高齢者の安否確認を容易にするため、インターホンの設置を義務化【金沢市】
- ・冬の気象条件に配慮して、サンルーム型の物干し場の設置を義務化【金沢市】
- ・自動車駐車場の設置を義務化【宮城県角田市、京都府京田辺市、兵庫県福崎町等】
- ・1戸あたり床面積を25㎡（法改正に併せ変更された国基準）から29㎡に拡大【宮城県丸森町】

○適切な施設整備を図る取組

- ・長屋住宅については、テレビジョンの受信設備のうちアンテナ等を設置せず、必要な場合は、入居者の負担で設置【奈良市】

長屋住宅とは、住戸と住戸の間の界壁以外共有する部分がなく、各住戸に外部から直接出入り出来るもの

○地産地消や地域経済に配慮した取組

- ・地元産材を使用するよう努力義務化【福島県、宮城県西都市、秋田県大館市等】

道路構造に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

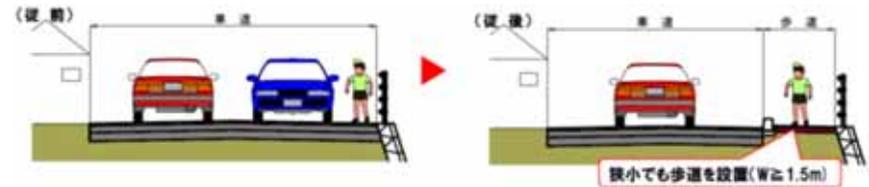
政令により全国一律に定められていた地方道（都道府県・市町村道）に関する車線の幅員等について、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

政令（道路構造令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」、設計車両（道路設計の基礎となる自動車の寸法等）、設計自動車荷重（橋等の工作物での荷重に対する必要な強度）、建築限界（トンネル等における空間確保の限界）については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○安全確保対策の促進

- ・歩道の幅員を2.0mから1.5mまで縮小できることとし、歩道整備を促進【福島県白河市、北海道当別町等】
- ・歩道等の設置が困難な場合には、歩行者空間を確保の観点から路肩幅員を1.25m以上とすることを規定【宮城県角田市、宮崎県串間市等】
- ・緊急車両や避難者乗捨車両が停車する中でも、すれ違い可能な幅員を確保するため、津波避難路の車道幅員を8m以上とすることを規定【宮城県】
- ・歩道等の横断勾配を原則2%から原則1%に厳格化【高槻市、滋賀県長浜市等】



○地域の課題への対処

- ・植樹帯に替えて、国の基準にない植樹柵を設置できることとし、地域の実情に応じた良好な道路交通環境を整備【埼玉県、神奈川県湯河原町等】



道路標識に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

府省令により全国一律に定められていた地方道に関する案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、従来から、構造改革特区において、国の基準の50%まで縮小可能
規制標識及び指示標識については、従来から国の基準の50%まで縮小可能
色、形状については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○視認性の改善

- ・ローマ字の大きさは、国の基準では文字(漢字、かな)の大きさの50%だが、70%に拡大

【沖縄県沖縄市、奈良県明日香村等】



○地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の整備

- ・自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合その他特別の必要がある場合に、案内標識及び警戒標識の寸法や文字の大きさを縮小可能に

【青森県八戸市、広島県東広島市等】



案内標識



警戒標識



規制標識



指示標識

準用河川の管理施設に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた準用河川の管理施設の構造基準について、河川法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

政令（河川管理施設等構造令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

準用河川とは、一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が指定したもの。二級河川に関する規定が準用される。

堤防（原則盛土で築造、高さは計画水位から0.6m以上等）
 堰（流水作用に対して安全な構造等）
 水門（鉄筋コンクリート構造等）
 橋（橋脚の断面はできる限り楕円形、桁下高は水位から0.6m以上等） 等



参酌すべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた河川管理施設の整備

- ・治水上の安全に配慮し、河道内の橋脚設置を原則禁止【川崎市】
- ・河川管理用通路について、舗装を原則義務化【川崎市】
- ・国の基準にない、函渠等の構造に関する基準を規定【岡山市】
- ・堤防の管理用通路の幅員について、国の基準では3m以上だが、川幅に応じて幅員を設定【静岡県袋井市】



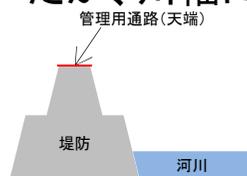
橋脚がない橋の例



河川管理通路の舗装のイメージ



函渠の例



川幅	5m未満	5m以上10m未満	10m以上
管理用通路の幅員	両岸とも1m以上	片岸3m以上 対岸1m以上	両岸とも3m以上

児童福祉施設の設備及び運営に関する地方独自の基準事例（1）

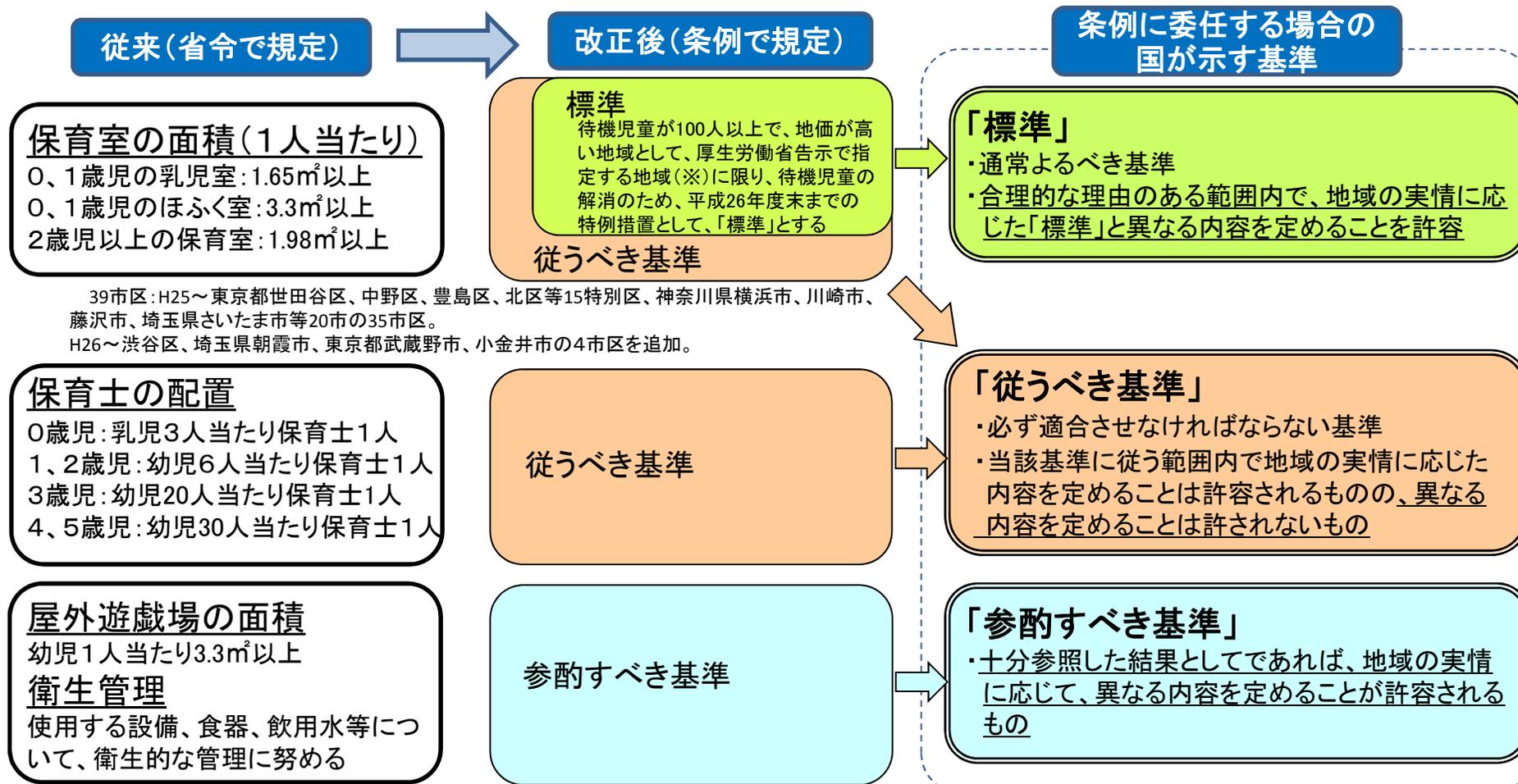
第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた児童福祉施設（保育所、障害児入所施設等）の設備及び運営に関する基準について、児童福祉法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

省令（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）については、条例を制定する際の基準

条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

（保育所基準の改正概要）



児童福祉施設の設備及び運営に関する地方独自の基準事例（2）

地方独自の基準の具体例

○大都市部の待機児童対策

- ・0、1歳児の乳児室の面積を1人当たり1.65㎡から3.3㎡以上に上げる一方、待機児童が多い地域の保育所は、1歳児の乳児室及びほふく室の面積を1人当たり2.5㎡以上に緩和【埼玉県】

		国の基準	埼玉県の例 条例の基準	東京都の例(*) 条例の基準	大阪市の例(*) 条例の基準
		0歳児	乳児室	1.65㎡以上	<u>3.3㎡</u> 以上
	ほふく室	3.3㎡以上	3.3㎡以上	3.3㎡(2.5㎡)以上	<u>5㎡</u> (1.65㎡)以上
1歳児	乳児室	1.65㎡以上	<u>3.3㎡</u> (2.5㎡)以上	<u>3.3㎡</u> (2.5㎡)以上	<u>3.3㎡</u> (1.65㎡)以上
	ほふく室	3.3㎡以上	3.3㎡(2.5㎡)以上	3.3㎡(2.5㎡)以上	3.3㎡(1.65㎡)以上

(*)東京都、大阪市の事例は昨年2(3)月議会で制定済み。
 ()は、待機児童が多い区域で適用される基準(埼玉県は川口市、朝霞市)
 下線部は国の基準を引き上げたもの。赤字は国の基準よりも緩和したもの。
 東京都の1人当たり2.5㎡以上とする基準は年度途中の入所に限って適用

○保育施設の充実

- ・遊戯室は、国の基準では任意設置だが、原則必置に【仙台市】
- ・沐浴室は、0、1歳児が入所する施設に衛生面の配慮から必置【埼玉県、相模原市】
- ・調乳室は、0歳児の入所する施設に必置【埼玉県】、0、1歳児の入所する施設に必置【相模原市】

○乳幼児の安心・安全の拡充

- ・保育所内での給食の調理を義務化(外部搬入不可)【相模原市、横須賀市等】
- ・福祉型障害児入所施設等の長の資格基準(医師であって精神保健又は小児保健に学識経験のある者等)について規定【横浜市】
- ・児童福祉施設の食事に、県内産の農林水産物等の積極的利用を努力義務化【岐阜県】
- ・児童福祉施設の内装等に、断熱性や調湿性に優れた木材の利用を努力義務化【奈良県】
- ・児童福祉施設の非常災害対策の計画について、災害の態様ごとに具体的な計画を定めることを努力義務化【福島県】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)の設備及び運営に関する基準について、老人福祉法及び介護保険法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

居室の定員(今回の改正に併せて、4人以下から1人(必要と認められる場合は2人)に改められた)
設備の基準(廊下の幅は1.8m以上、食堂と機能訓練室の面積は合計で入所者1人当たり3㎡以上等)
介護の方法(1週間に2回以上入浴等をさせること)等

居室の面積基準(入所者1人当たり10.65㎡以上)
職員の配置の基準(入所者3人当たり介護職員1人以上)等

参酌すべき基準

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた施設の整備等

- ・食堂について、国の基準では機能訓練室と合わせて1人当たり3㎡以上とされているが、食堂の面積を1人当たり2㎡以上と規定し、居室がある階ごとに設置することを義務化【岡山市】
- ・食事について、県内産業振興の観点から、県内農林水産物又はそれらを原料として県内で加工された食品の積極的利用を努力義務化【高知県】
- ・窓の面積について、国の基準では床面積の1/14以上とされているが、建築基準法と同じ基準(床面積の1/20以上)に緩和【石川県】
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の居室の面積基準について、国の基準では7.43㎡以上とされているが、9.9㎡以上に引き上げ【栃木県大田原市】

障害福祉サービスの設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準について、障害者自立支援法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

居室の定員（4人以下とする）

設備の基準（廊下の幅は1.8m以上、食堂の面積は入所者1人当たり3㎡以上等）

サービスの方法（居宅介護サービスは総合的に提供する必要がある、特定の援助に偏ることがないこと）等

参酌すべき基準

サービスの利用定員・規模（共同生活住居については、30人以下等）

標準

居室の面積基準（指定障害者支援施設では入所者1人当たり9.9㎡以上など）

職員の配置の基準（看護職員は生活介護の単位ごとに1人以上）等

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた施設・運営等の基準

- ・生活介護事業所等の訓練室・作業室の面積について、国の基準では数値基準がないが、定員1人当たり3.3㎡以上と規定【埼玉県・さいたま市】
- ・生活介護事業所等において、静養室又は医務室を必置に【埼玉県】
- ・指定就労継続支援事業者に対し、利用者の自立した生活を支援するため、工賃の水準を知事が定める額以上にすることを努力義務化【高知県】
- ・短期入所（ショートステイ）で食事を提供する場合は、1食ごとの費用の受領を義務化【京都市】

○安全・安心の拡充

- ・感染症や食中毒の予防に関する指針の策定及び従業員への周知等の措置を講じることを努力義務化【福島県】

保護施設の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた保護施設の設備及び運営に関する基準について、生活保護法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

保護施設とは、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設
省令(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準)については、条例を制定する際の基準
条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

救護施設の居室の定員(原則4人以下) 等

参酌すべき基準

救護施設の利用定員(30人以上)、授産施設の利用定員(20人以上)

標準

救護施設の居室の面積基準(入所者1人当たり3.3㎡以上)
更生施設の職員の配置の基準(入所人員が150人以下の施設には生活指導員6人以上) 等

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○保護施設の設備及び運営に関する基準

- ・保護施設に対し、国の基準にはない人権擁護推進員、災害対策推進員及び安全管理対策推進員の配置を義務化【和歌山市】
- ・保護施設(授産施設を除く)に対し、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても定期的に避難訓練を行うことを義務化【大分県】
- ・保護施設に対し、非常災害時に必要な非常食等を備蓄することを義務化【名古屋市】・一部施設を除き努力義務化【奈良県、松山市】

病院等の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた病院及び療養病床を有する診療所の設備及び運営に関する基準について、医療法を改正し、条例により、地域の实情に応じた設定を可能としたところ

条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区

病院等の従業者の配置基準のうち医師及び歯科医師、病院の施設の基準のうち手術室、給食施設等については、条例委任されておらず、従来どおり全国一律

療養病床を有しない診療所の施設及び従業者の配置基準については条例委任されておらず、従来どおり全国一律

病院の従業者の配置基準(診療放射線技師、事務員その他の従業者は適当数)
療養病床を有する診療所の従業者の配置基準(事務員その他の従業者は適当数)
療養病床を有する病院及び診療所の施設の基準(談話室、食堂、浴室の設置、食堂の面積は療養病床の入院患者1人当たり1㎡以上等)



参酌すべき基準

病院の従業者の配置基準(療養病床(一般病床)の入院患者150人(70人)につき薬剤師1人等、療養病床(一般病床)の入院患者4人(3人)につき看護師1人等)
療養病床を有する診療所の従業者の配置基準(療養病床の入院患者4人につき看護師1人等)



従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○病院等の設備及び運営に関する基準

- ・療養病床を有する病院等の食堂の面積は、国の基準では、1人当たり1㎡以上とされているが、入院患者が食事をするのに適した広さであることを規定【島根県、愛媛県】
- ・療養病床を有する病院等の食堂について、談話室との兼用可能を明確化【山形県】
- ・病院等の管理者に、患者の人権の擁護、虐待防止等のため、従業者に対し研修を実施することを努力義務化【三重県】

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準等について、職業能力開発促進法の改正をし、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 公共職業訓練……………公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練
- ※ 公共職業能力開発施設…国・都道府県・市町村が職業訓練を行う、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等
- ※ 短期課程……………職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための短期間の訓練課程であり、在職労働者、離転職者、高齢者等の様々な労働者を対象
- ※ 普通課程……………将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための長期間の訓練課程であり、新規学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者を対象

地方独自の基準の具体例

○職業能力開発校において無料とする公共職業訓練の対象者の拡大

	国の基準	福井県	大分県
対象者	離 転 職 者	す べ て	す べ て
訓練課程	短 期 課 程 の 普 通 職 業 訓 練	短期課程・普通課程の 普 通 職 業 訓 練	短期課程・普通課程の 普 通 職 業 訓 練

○職業能力開発施設外訓練の対象の拡大

- ・国の基準では、施設外訓練(県の研究施設や民間企業等における訓練)は簡易な設備で行われる知識習得型の職業訓練(例:パソコン知識の習得)に限られているが、要件を緩和し、技能習得訓練についても施設外訓練の対象に追加【長野県、岐阜県】

○委託訓練の対象者の拡大

- ・国の基準では、民間への委託訓練の対象者は、迅速かつ効果的な職業訓練を要する離転職者などに限られているが、要件を緩和し、在職者も対象者に追加【福井県、長野県、鳥取県】

○普通課程の普通職業訓練の対象者を限定

- ・国の基準では、普通課程の普通職業訓練の対象者は中学校卒業者以上の者とされているが、県内企業のニーズ等を踏まえ、対象者を高等学校卒業者等に限定【福島県、岐阜県】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する地方独自の基準事例（1）

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた特定道路及び特定公園施設に関する基準について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

特定道路とは、生活関連経路（高齢者や障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設間を結ぶ道路）を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が、通常、徒歩で行われる道路であり、国土交通大臣が指定したもの

特定公園施設とは、都市公園の出入口と主要な公園施設等との間の経路及び駐車場との間の経路を構成する園路及び広場等

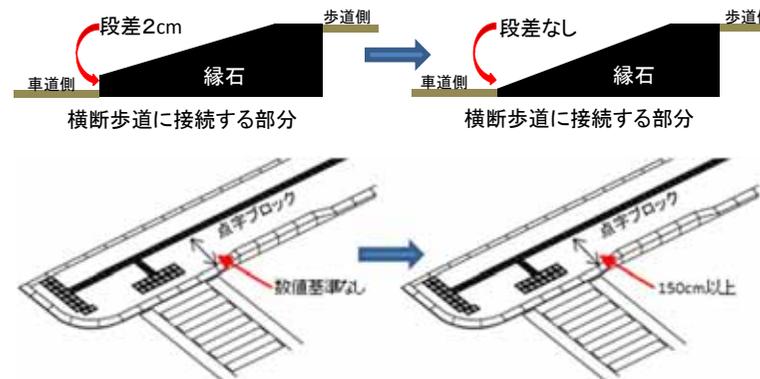
地方独自の基準の具体例(1)

○特定道路における高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置

- ・歩道に排水溝を設ける場合、車椅子や杖利用者が通過する際に支障のない構造（蓋をする等）にすることを義務化【埼玉県、福井県福江市等】
- ・横断歩道に接続する歩道の部分の縁端について、段差2cmから原則「段差なし」に厳格化【鹿児島県、江戸川区等】
- ・横断歩道に接続する歩道の部分について、車椅子の転回が円滑にできるよう平坦部分を150cm以上にすることを努力義務化【大分県】



車椅子や杖利用者に支障のない溝蓋の例

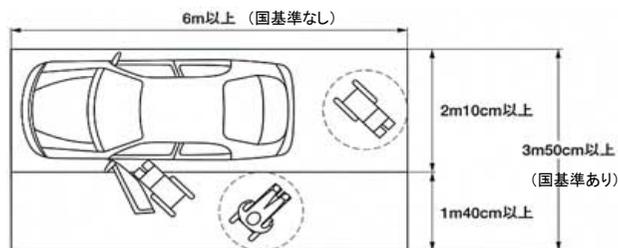


高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する地方独自の基準事例（2）

地方独自の基準の具体例(2)

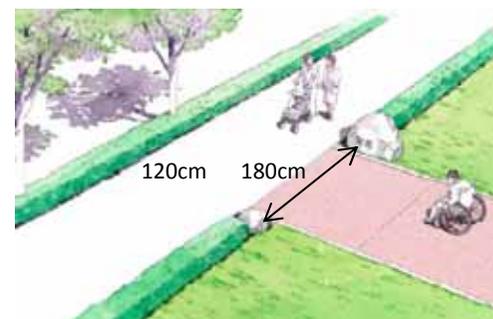
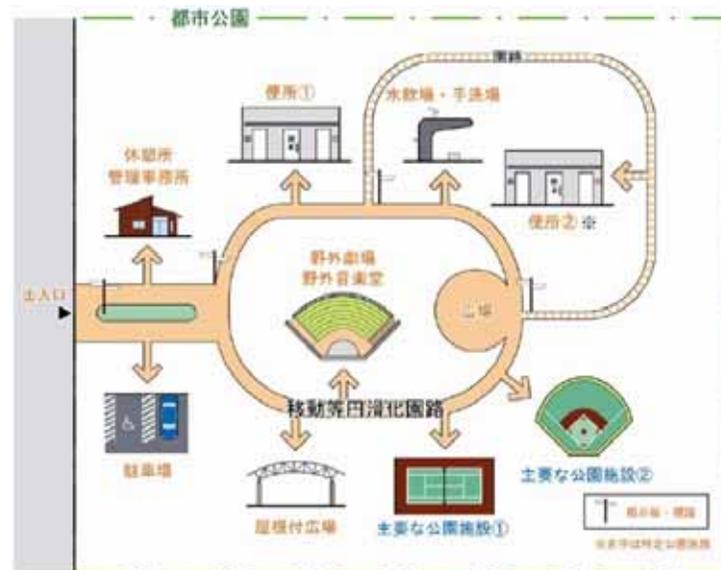
○特定公園施設における高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置

- ・園路の縦断勾配は国の基準では5%以下であるが、4%以下に厳格化【富山県、相模原市等】
- ・車椅子使用者用駐車施設を駐車場に設置する際、できる限り園路等からの距離が短くなる位置にすることを義務化【島根県大田市、京都府大山崎町等】
- ・車椅子使用者用駐車施設の奥行について、国の基準では数値基準がないが、6m以上と規定【札幌市、長野県千曲市等】



- ・多機能便房（多目的トイレ）を設ける便所の出入口の幅は国の基準では80cm以上であるが、90cm以上に拡大【北九州市】
- ・公園の出入口の幅は国の基準では120cm以上であるが、180cm以上に拡大【北海道】

<特定公園施設...以下の赤字の施設>



公園の出入口の例

都市公園の設置基準に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた都市公園の設置基準について、都市公園法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

一の市町村内の住民一人当たりの都市公園の敷地面積（10㎡以上。市街化区域は5㎡以上）
街区公園の標準面積：0.25ha、近隣公園の標準面積：2ha、地区公園の標準面積：4ha
運動公園、総合公園・広域公園の標準面積：その機能を十分発揮できる敷地面積

都市公園内の建築物の割合：原則として敷地面積の100分の2まで、休養施設等は通常の100分の2のほか100分の10まで、国宝等は通常の100分の2のほか100分の20まで

改正後

政令（都市公園法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた都市公園の整備を図る取組

- ・都市公園内の建築物の割合は、原則として敷地面積の100分の2までが国の基準であるが、広場公園（市街地中心部の小さな公園）については、バリアフリーに対応したトイレなどを設けるため、建築物の制限を設けない【岩手県花巻市】、公園の周辺に他の緑地等があり、かつ、当該公園の機能に支障がないと認められる場合は、敷地面積の100分の4と規定【新潟県妙高市】
- ・街区公園の標準面積は0.25haが国の基準であるが、市が設置するものは市が必要とする面積とし、開発行為などで提供されるものは30㎡以上と規定【京都府長岡京市】

○都市公園の充実を図る取組

- ・県民1人当たりの都市公園の面積は、10㎡以上が国の基準であるが、15㎡以上に拡大【大分県】
- ・市民1人当たりの都市公園の面積は、10㎡以上が国の基準であるが、12㎡以上に拡大【盛岡市、愛知県春日井市等】

下水道の構造及び維持管理の基準に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた下水道の排水施設及び処理施設の構造及び維持管理の基準について、下水道法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

排水施設...下水を排除するために設けられる排水管、排水渠等の施設
処理施設...排水施設に接続して下水を処理するために設けられる終末処理場等の施設

従来

- ・下水道の構造の基準（排水管の内径は100mm以上とすること等）
排水管...雨水管・污水管（分流式下水道の場合）、合流管（合流式下水道の場合）等の下水を排除するために設けられる管。
- ・都市下水路の維持管理の基準（浚渫（しゅんせつ）は原則として1年に1回以上行うこと等）

改正後

政令（下水道法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○下水道（排水施設・処理施設）の構造の技術上の基準

- ・排水管の内径は、国の基準では100mm以上であるが、150mm以上に拡大【横浜市】、排水管の種類に応じて污水管は200mm以上・雨水管及び合流管は250mm以上に拡大【埼玉県】
- ・污泥焼却炉について、温室効果ガスの排出を抑制する措置が講じられていることを義務化【埼玉県】

都市下水路の維持管理に関する基準

- ・浚渫（しゅんせつ）は、国の基準では「1年に1回以上」であるが、「必要に応じて」に変更【岐阜県美濃加茂市】

鳥獣保護区等を表示する標識の寸法に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法に関する基準について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

省令（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

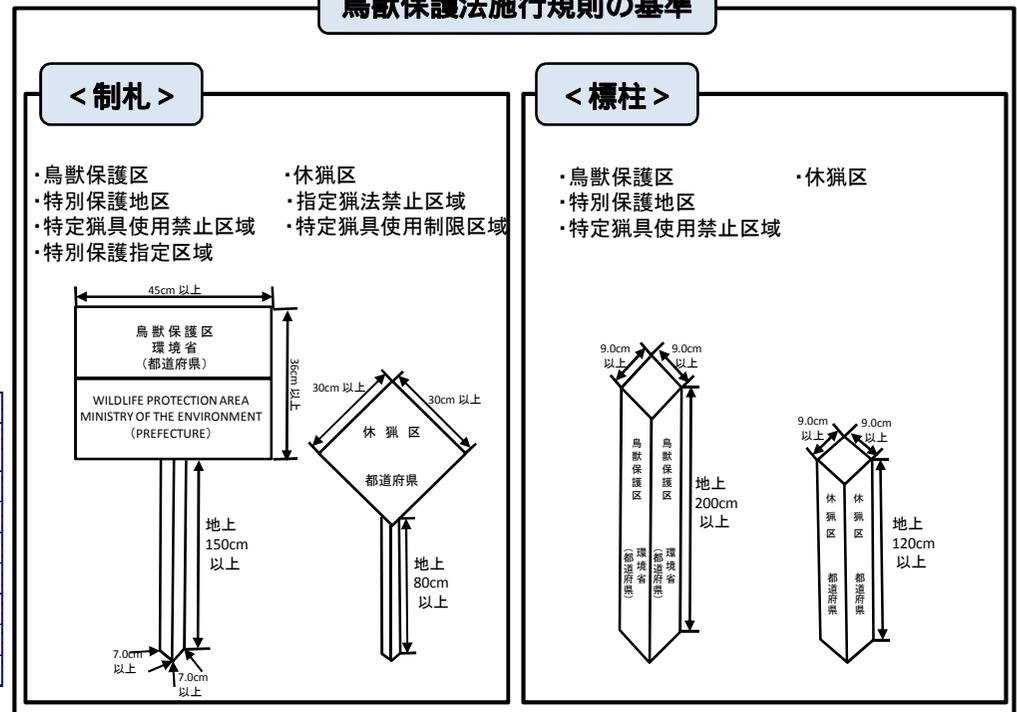
○地域の実情に応じた標識の整備

- ・急峻な地形での視認性を考慮し、基準未満の寸法での設置を可能とするため、制札の高さを全て「地上80cm以上」に、標柱の高さを全て「地上120cm以上」へ

【埼玉県】

区域	制札		標柱	
	埼玉県（規則）の基準	国（省令）の基準	埼玉県（規則）の基準	国（省令）の基準
指定猟法禁止区域	地上80cm以上	地上80cm以上		
鳥獣保護区	地上80cm以上	地上150cm以上	地上120cm以上	地上200cm以上
特別保護地区	地上80cm以上	地上150cm以上	地上120cm以上	地上200cm以上
特別保護指定区域	地上80cm以上	地上150cm以上		
休猟区	地上80cm以上	地上80cm以上	地上120cm以上	地上120cm以上
特定猟具使用禁止区域	地上80cm以上	地上150cm以上	地上120cm以上	地上200cm以上
特定猟具使用制限区域	地上80cm以上	地上80cm以上		

鳥獣保護法施行規則の基準



図書館協議会等の委員の任命・委嘱に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

法律により全国一律に定められていた図書館協議会、公民館運営審議会、博物館協議会の委員の任命等に関する基準について、図書館法、公民館法、博物館法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

図書館法、社会教育法、博物館法により以下の任命基準を規定

- ・学校教育及び社会教育の関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験のある者



改正後

図書館法施行規則等（改正前の図書館法等の内容が規定されたもの）を参酌し、地域の実情に応じた基準を条例で規定

地方独自の基準の具体例

○図書館協議会の委員

- ・公募による市民を追加【奈良県橿原市、山口県長門市】
- ・教育委員会が適当と認める者を追加【山口県長門市】

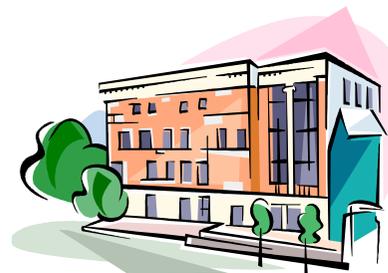
(参考)これまでの事例

○公民館運営審議会の委員

- ・地域の代表者を追加【静岡県島田市】
- ・地域の活動を行う者を追加【愛知県碧南市】

○博物館協議会の委員

- ・行政関係機関の職員、地域の代表者を追加【奈良県橿原市】



水道技術管理者等の職員資格に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

改正前（水道技術管理者、水道布設工事監督者、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、民間・地方公共団体を通じて、政省令により規定）

水道技術管理者・水道布設工事監督者の資格
・大学で土木工学（水道工学及び衛生工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格
・大学で理学、薬学等（衛生工学及び化学工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

改正後

地方公共団体の職員については、水道法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参酌し、条例により、地域の実情に応じた資格の設定を可能としたところ

地方独自の基準の具体例

○地方公共団体の実情に応じた資格の設定

- ・水道布設工事監督者の資格について、土木工学以外の学科目を修めて卒業した者の実務経験年数を、水道技術管理者の実務経験年数と同じとする【岡山市】
- ・水道技術管理者及び水道布設工事監督者の資格基準の実務経験年数について、簡易水道技術監督者及び簡易水道布設工事監督者の実務経験年数と同じとする（例：大学で土木工学（衛生工学）を修めた者について、水道技術管理者の資格基準の実務経験年数2年以上 1年以上）【鳥取県北栄町、宮崎県木城町】
- ・一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、市長の指定する講習（一般財団法人日本環境衛生センターの研修）を終了した者を追加【千葉市、愛媛県八幡浜市】